

○四街道市まちをきれいにする条例施行規則

平成11年3月30日

規則第21号

改正 平成28年3月31日規則第23号

令和元年12月27日規則第19号

令和3年10月1日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市まちをきれいにする条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置となる期間)

第3条 条例第2条第12号に規定する相当の期間は、10日間とする。ただし、これによりがたい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(回収容器の基準)

第4条 条例第9条第1項に規定する回収容器のうち自動販売機で販売する飲食料の回収容器は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 材質は、プラスチック、金属その他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、自動販売機1台について20リットル以上であること。
- (3) 安全性があり、かつ、空き缶等の投入が容易で美観を損なわないものであること。
- (4) 金属製及びガラス製のものとその他のものとを容易に分別して回収できるものであること。
- (5) 空き缶等以外のものを入れてはならない旨の表示があること。

2 前項の回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、かつ、空き缶等を回収するために適当な場所に設置しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第10条第2項又は第17条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第11条第1項又は第18条の規定による命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

（調査調書等）

第7条 市長は、条例第16条第1項の規定により当該職員を調査させたときは、放置自動車調査調書（様式第3号）を作成するものとする。

2 条例第16条第2項に規定する警告書は、撤去警告書（様式第4号）とする。

3 市長は、放置自動車処理記録書（様式第5号）を備え、放置自動車の処理に関する事項を記録するものとする。

（身分証明書）

第8条 条例第16条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第6号）とする。

（公表）

第9条 条例第11条第2項の規定による公表は、四街道市公告式条例（昭和30年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への公告その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次の事項について行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 命令の内容及び命令に従わなかった旨

(3) その他市長が必要と認める事項

（廃物認定）

第10条 市長は、条例第21条第2項の規定による告示を行った日から起算して14日を経過したときは、同条第1項の規定による認定を行うことができる。

（廃物認定外放置自動車の告示事項）

第11条 条例第23条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 放置されていた場所

(2) 当該放置自動車の形態等

(3) 移動し、保管した年月日

(4) 保管場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該放置自動車を返還するため必要と認められる事項
(廃物認定外放置自動車の売却手続)

第12条 条例第24条第1項の規定による廃物認定外放置自動車の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

(1) 競争入札に付しても入札者がない放置自動車

(2) 前号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる放置自動車

(廃物認定外放置自動車の処分等の告示期間)

第13条 条例第24条第2項の規定による告示する期間は、14日間とする。

(引取通知)

第14条 条例第25条の規定による通知は、放置自動車引取通知書(様式第7号)により行うものとする。

(返還手続)

第15条 保管されている放置自動車の所有者等は、当該放置自動車の返還を受けようとするときは、放置自動車返還請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該放置自動車の返還を受けべき所有者等であることを証明させた上で、返還日を指定し、返還引換証兼受領書(様式第9号)を交付するものとする。

3 市長は、保管した放置自動車を所有者等に返還するときは、保管場所において、前項の規定により交付した返還引換証兼受領書と引き換えに返還するものとする。

(費用の請求)

第16条 条例第26条の規定による費用の請求は、放置自動車費用請求書(様式第10号)により行うものとする。

(美化推進員)

第17条 条例第29条第1項に規定する美化推進員(以下「推進員」という。)は、次に掲げる職務を行う。

(1) 美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止の啓発及び指導

(2) 空き缶等及び吸い殻等の散乱の状況の調査

(3) 飼い犬のふんの放置の状況の調査

(4) その他市長が必要と認める業務

2 推進員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域の美化活動に関心を持つ、満20歳以上で市内に住所を有する者

(2) 条例の趣旨を良く理解し、協力的で熱意のある者

3 条例第29条第2項に規定する身分を示す証明書は、美化推進員証（様式第11号）とする。

（令元規則19・一部改正）

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第23号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第5条)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

四街道市長



勸 告 書

四街道市まちをきれいにする条例〔第10条第2項
第17条〕の規定により、下記のとおり勧告しま
す。

記

1 勧告事項

2 期 限

3 理 由

様式第2号(第6条)

四街道市 達第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

四街道市長 印

命 令 書

四街道市まちをきれいにする条例(第11条第1項
第18条)の規定により、下記の措置を講ずるこ
とを命じます。

記

1 命令事項

2 期 限

3 理 由

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

様式第3号(第7条第1項)

放置自動車調査調書

						整理番号		
調査年月日		年 月 日		調査担当者 (所属、氏名)				
発見・通報 年月日及び 内容				通報者 (住所、氏名、 電話番号)				
放置場所		-----						
所有者、 管理者等		-----						
場所区分		道路 公園 市管理地 国県管理地 公共利用私有地 私有地 不明						
放置自動車 の形態等		メーカー				ナンバー		
		種類				車検期限		
		車名				車台番号		
		塗色				その他		
走行に必要な主な機能の状況				付属機能の状況				
装置	無	破損	腐食	不明等	付属機能	大破(無)	中破	小破
エンジン					車体			
トランス ミッション					塗装の状態			
ハンドル					バンパー (前後)			
ラジエター					サイド ミラー			
座席	席破損		席無		エンジン ルーム			
タイヤ	本破損		本無		フロント ガラス			
放置されている状況					リヤ ガラス			
汚れ・ほこ りの状態	<input type="checkbox"/> 多	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 少		サイド ガラス			
捨てごみの 状態	<input type="checkbox"/> 多	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 少	<input type="checkbox"/> 無	照明類 (ヘッド・テ ール)			
管理・使用 の形跡	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		室内の状況			
その他の 状況					メーター類			
条例適用	<input type="checkbox"/> 適用		<input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 不明		写真撮影			
備考								

様式第4号(第7条第2項)

撤 去 警 告 書

この自動車の所有者等は、速やかに自動車を撤去、移動するなどの適正な処理をしてください。

年 月 日までに適正な処理をしない場合は、四街道市まちをきれいにす
る条例の規定に基づき、市において移動、保管、処分等を行う場合があります。この場合、
所有者等に対し、これらに要した費用を請求します。

また、この自動車の所有者等について心当たりのある方は、市にご連絡ください。

年 月 日

四街道市長

連 絡 先 四街道市 部 課
(電話番号)

様式第5号(第7条第3項)

放置自動車処理記録書

			整理番号	
調査年月日	年 月 日	調査担当者 (所属、氏名)		
発見・通報 年月日及び 内 容		通 報 者 (住所、氏名、 電 話 番 号)		
放 置 場 所	-----			
所 有 者、管 理 者 等	-----			
場 所 区 分	道路 公園 市管理地 国県管理地 公共利用私有地 私有地 不明			
放置自動車の 形 態 等	メーカ一		ナンバー	
	種 類		車検期限	
	車 名		車台番号	
	塗 色		そ の 他	
照 会	照 会 日	年 月 日	回 答 日	年 月 日
	照 会 先	警察・その他()		
	回答内容等			
所有者等が 不明の場合	撤去警告 書ちょう付	年 月 日	移動・保管	年 月 日
	廃物告示	年 月 日	廃物認定	年 月 日
	処 分 等	年 月 日	引取のため の 告 示	年 月 日
	そ の 他			
放置自動車廃 物判定委員会 付 議	年 月 日 <input type="checkbox"/> 廃物判定 <input type="checkbox"/> 廃物外判定			
所有者等が 判明した場合	所 有 者 等 (住所、氏名、 電 話 番 号)	-----		
	処 理	-----		
条例適用外 車両の対応				
備考				

様式第6号(第8条)

(表)

第	号
立 入 調 査 員 証	
所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日
上記の者は、四街道市まちをきれいにする条例第16条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
四街道市長	印

(裏)

四街道市まちをきれいにする条例(抜すい)
(調査等)
第16条 市長は、前条第1項の通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に、当該自動車放置在されている土地に立ち入って、当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。
3 第1項の規定により調査をする職員は、職務に従事するときは、その身分を示す証明書を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第7号(第14条)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

四街道市長 印

放置自動車引取通知書

四街道市まちをきれいにする条例第25条の規定により、下記の放置自動車を引き取るよう通知します。

記

引 取 期 限	年 月 日			
放 置 場 所				
放置自動車の 形 態 等	メ ー カ ー	種 類、車名等	塗 色	登録・車台番号等
引 取 方 法	引取期限までに下記の連絡先に、本通知書を持参し、所定の手続をして、 返還日の指定を受けてください。 なお、移動及び保管に要した費用については、追って請求します。			
連 絡 先	四街道市 部 課 担当者 (電話番号)			

様式第8号(第15条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
氏 名

請求者

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

放置自動車返還請求書

下記の放置自動車の返還を請求します。

記

放置自動車の 形 態 等	メ ー カ ー	種 類、車名等	塗 色	登録・車台番号等
放置した日	年 月 日			
放置した場所				
放置した理由				

処理欄(記入しないでください。)

返還整理番号		担 当 者	
返 還 指 定 日	年 月 日	返 還 場 所	
引取者の確認 方 法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他()		
引 取 区 分	<input type="checkbox"/> 引取通知書 <input type="checkbox"/> 申出		
備 考			

様式第9号(第15条第2項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
氏 名

返還を受けた者

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

返還引換証兼受領書

下記のとおり放置自動車の返還を受けました。

記

放置自動車の 形態等	メーカ	種類、車名等	塗 色	登録・車台番号等
放置した日	年 月 日			
放置した場所				
放置した理由				
返還を受けた 日	年 月 日	返還を受けた 場 所		

返還指定日等

返 還 整 理 番 号		担 当 者	
返 還 指 定 日	年 月 日	返 還 場 所	

様式第10号(第16条)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

四街道市長



放置自動車費用請求書

四街道市まちをきれいにする条例第26条の規定により、下記のとおり放置自動車の(移動・保管・売却・処分等)に要した費用を請求します。

期限までに必ず納入してください。

記

請求金額	円	納入期限	年 月 日	
請求内訳				
放置場所				
放置自動車の 形態等	メーカー	種類、車名等	塗 色	登録・車台番号等
連絡先	四街道市 部 課 担当者 (電話番号)			

様式第11号(第17条第3項)

(表)

第 号
美 化 推 進 員 証
住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 有効期限
上記の者は、四街道市まちをきれいにする条例第29条第1項の規定による美化推進員であることを証明する。
年 月 日
四街道市長 印

(裏)

四街道市まちをきれいにする条例(抜すい)
(美化推進員)
第29条 市長は、重点地区内において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の美化活動を行わせるため、美化推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。
2 推進員は、職務に従事するときは、その身分を示す証明書を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第1号 (第5条)

様式第2号 (第6条)

(平28規則23・一部改正)

様式第3号 (第7条第1項)

様式第4号 (第7条第2項)

様式第5号 (第7条第3項)

様式第6号 (第8条)

様式第7号 (第14条)

(令3規則28・一部改正)

様式第8号 (第15条第1項)

(令3規則28・一部改正)

様式第9号 (第15条第2項)

(令3規則28・一部改正)

様式第10号 (第16条)

様式第11号 (第17条第3項)

(令元規則19・一部改正)